

日高合同庁舎消防避難訓練実施計画

1 訓練内容

庁舎内火災に対する通報、避難誘導、消火器訓練

2 実施日時

令和3年(2021年)10月21日(木) 午前10時00分～
(30分～1時間程度)

3 実施場所

浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道日高合同庁舎

4 実施主体

日高合同庁舎防災対策本部

- ・ 本部長 日高振興局 副局長 杉西 紀元
- ・ 防火管理者 日高振興局 総務課 総務係長 佐藤 健一
- ・ 本部事務局 日高振興局 総務課 総務係

5 参加者

北海道日高合同庁舎に勤務する者及び日高東部消防組合浦河消防署員 約200名

6 災害想定

日高合同庁舎3階 農務課前給湯室

発見者と消火班が初期消火を試みるも、炎の勢いが増し、天井まで達し、消火不能と判断し、消火を断念して全員避難する。

7 業務分担

北海道日高合同庁舎防災要綱(以下「防災要綱」という。)第19条の規定に基づき、在庁職員は自衛消防隊員として各担当業務に従事する。

8 消防活動

(1) 火災発見・通報

ア 農務課職員が火災を発見し、初期消火を試みるも火の勢いが強く初期消火を断念する。同時並行して非常ベル近くの職員が近接の非常ベルを押す。併せて、近くの執務室の職員等に火災の発生を知らせ、連絡を受けた職員は総務課に火災の場所を連絡する。防火管理者は総務課総務係職員に状況確認及び庁内放送(火災警報機が作動し現在確認中であることの周知)を指示。

イ 初期消火は、実際の消火器を消火班が持参及び屋内消火栓のホースを引き出し、消火活動ができる状況まで動作確認を行う。

ウ 状況確認を行った総務係職員から火災発生を報告を受けた防火管理者は、直ちに消防署への通報を行うとともに、総務係職員に庁内放送(火災発生を周知、自衛消防隊・避難班等への指示等)を指示する。

エ 防火管理者は、現在の状況を防災対策本部長(副局長)に報告する。

オ 防災対策本部長(副局長)は、現在の状況を振興局長に報告する。

(2) 避難

ア 避難場所は、庁舎西側車庫前とする。(雨天時等悪天候時には、庁舎1階ロビーとし、避難したものとみなす。)

イ 避難経路は基本的に防災要綱に定めるとおりとするが、今回の訓練時には、庁舎2階及び3階の非常口は使用しない。

ウ 自衛消防隊は、消防活動従事者(第1、第2、第3小隊避難班)を除き、上記(1)のウに係る庁内放送の後、一斉に避難を開始する。

- エ 避難に際しては、庁内放送及び各小隊の避難班の誘導・指示に従う。
- オ 救護班は負傷者や障がい者がいた場合、避難の手助けを行う。
- カ 警備班は、非常持出しを要する物件を搬出・避難する。
- キ 連絡班は、各事務室等を巡回して、職員が全員避難したことを確認の上（避難班は除く。）、最後に事務室の戸を閉め、各小隊避難班員にその旨を報告・避難する。
- ク 連絡班は、避難場所に避難後、直ちに人員点検を行い、消防活動従事者数、負傷者数及び要救助者の有無を各小隊長に報告する。
- ケ 各小隊避難班長は、各担当区域内（エレベーター内含む。）の要救助者の有無を確認の上、避難を開始し、避難場所へ避難後直ちにその旨を各小隊長に報告する。
- コ 各小隊長はク及びケにて受けた報告を消防隊長（副局長）に報告する。
- サ 消防隊長（副局長）は振興局長に避難状況及び火災状況を報告する。

(3) 消防署との連携等

防災対策本部長は、到着した消防署員に火災の状況、避難の状況、要救助者の有無その他必要事項を報告する。

9 記録

防災対策本部事務局において火災の発見、消防署への通報、避難及び消火等の時刻及び状況を消防避難訓練実施記録表に記録するものとする。

10 講評等

- (1) 避難終了後、消防署より講評を受ける。
(悪天候等により庁舎1階ロビーにて行う場合あり。)

11 その他事項

- (1) 来庁者への周知は、午前9時00分、午前9時30分並びに訓練直前に庁内放送にて行う。
- (2) 避難は迅速に行うものとする。
- (3) 防災対策本部席及び避難場所は庁舎西側車庫前とする。
(雨天等悪天候時においては、庁舎1階ロビーに設置する。)
- (4) 講評終了後、消火班数名と希望者による消火器訓練を行う。